

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年2月12日
【四半期会計期間】	第87期第3四半期（自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日）
【会社名】	横浜魚類株式会社
【英訳名】	YOKOHAMA GYORUI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 良輔
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期 累計期間	第87期 第3四半期 累計期間	第86期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 12月31日	自令和2年 4月1日 至令和2年 12月31日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
売上高 (千円)	26,383,859	24,620,410	33,929,139
経常利益 (千円)	101,575	198,940	64,531
四半期(当期)純利益 (千円)	89,754	174,803	39,227
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	27,765	100,944	70,884
資本金 (千円)	829,100	829,100	829,100
発行済株式総数 (千株)	6,290	6,290	6,290
純資産 (千円)	2,098,492	2,179,846	2,016,086
総資産 (千円)	7,098,307	6,193,354	4,661,384
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	14.34	27.93	6.27
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	3.00
自己資本比率 (%)	29.6	35.2	43.3

回次	第86期 第3四半期 会計期間	第87期 第3四半期 会計期間
会計期間	自令和元年 10月1日 至令和元年 12月31日	自令和2年 10月1日 至令和2年 12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	10.54	18.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当四半期累計期間における当社の財政状態及び経営成績（以下「経営成績等」という。）の状況の概況は次のとおりであります。

財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における総資産は6,193百万円となり、前期末比1,531百万円増加しました。主な要因は現金及び預金が163百万円、受取手形及び売掛金が1,317百万円、各々増加したことなどによるものであります。

当第3四半期会計期間末における負債総額は4,013百万円となり、前期末比1,368百万円増加しました。主な要因は支払手形及び買掛金が1,282百万円、短期借入金が100百万円、各々増加したことなどによるものであります。

当第3四半期会計期間末における純資産額は2,179百万円となり、前期末比163百万円増加しました。主な要因は利益剰余金が156百万円増加したことなどによるものであります。

経営成績の状況

当第3四半期累計期間の我国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下新型コロナと言う）の拡大による需要の減少により景気は悪化いたしました。政府による景気回復策が行われておりますが、新型コロナの拡大に歯止めがかからないことから需要の回復が遅れているため景気の先行は不透明であります。

水産物流通業界におきましては、新型コロナ対策により自宅で食事することが多くなりいわゆる「巣ごもり需要」が発生しましたが、その一方で外で食事することが減り外食産業の需要が減少しております。

このような状況のなか、当社は市場の特色である鮮度感のある商品を中心に営業いたしました。食品スーパー並びに宅配事業者への販売は好調に推移いたしました。レストラン、居酒屋など外食向販売が振るわず、売上高は24,620百万円（前年同期比6.7%減）と減収になりました。

損益につきましては、売上高の減少はありましたが、利益率の向上と経費の減少などにより、営業利益134百万円（前年同期比106.7%増）、経常利益198百万円（前年同期比95.9%増）と増益になりました。

最終損益につきましては、経常利益の増加により特別損失に計上したゴルフ会員権評価損を吸収し四半期純利益174百万円（前年同期比94.8%増）と増益になりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき課題及び当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営に影響を与える重要な要因としては、市場法などの改廃や新たな法規制、需給のバランスで決まる水産物の価格、食品の安全性、主たる販売先である仲卸店の経営状況などがあります。当社は企業価値の向上には、規模の拡大と効率経営が必須と考えており、本業を拡大するという戦略の基に個々のリスクについて、関係先との密接な情報交換などを通じて適格な経営判断を図りたいと考えております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金需要

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、水産物の仕入代金と水産物卸売業にかかる営業費と一般管理費であります。また設備資金需要としては、市場における物流および加工設備ならびに情報処理の為の電算設備などがあります。

財政政策

当社の事業活動の維持拡大に必要な資金は、資金計画に基づき銀行借入により調達しております。運転資金および設備資金につきましては各部署からの報告を基に管理部が資金計画を作成するなどして、一元管理しております。また当社は一時的な余資は銀行借入金の返済に充当し、資金運用およびデリバティブ取引は行わないこととしております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,840,000
計	14,840,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和2年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和3年2月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	6,290,000	6,290,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	6,290,000	6,290,000		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
令和2年10月1日~ 令和2年12月31日	-	6,290,000	-	829,100	-	648,925

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和2年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和2年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 32,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,252,900	62,529	-
単元未満株式	普通株式 4,500	-	-
発行済株式総数	6,290,000	-	-
総株主の議決権	-	62,529	-

【自己株式等】

令和2年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
横浜魚類株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	32,600	-	32,600	0.52
計	-	32,600	-	32,600	0.52

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.74%
売上高基準	2.08%
利益基準	1.38%
利益剰余金基準	2.68%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	460,843	623,869
受取手形及び売掛金	2,272,425	3,590,253
有価証券	20,002	-
商品	759,101	817,442
前払費用	4,506	6,513
その他	11,839	29,996
貸倒引当金	177,878	153,202
流動資産合計	3,350,839	4,914,871
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	537,001	513,392
その他(純額)	306,234	292,448
有形固定資産合計	843,235	805,841
無形固定資産	1,983	933
投資その他の資産		
投資有価証券	339,689	369,314
関係会社株式	42,325	42,325
破産更生債権等	398,793	133,491
その他	79,565	58,567
貸倒引当金	395,049	131,992
投資その他の資産合計	465,325	471,707
固定資産合計	1,310,544	1,278,482
資産合計	4,661,384	6,193,354

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,456,595	2,739,588
短期借入金	400,000	500,000
未払法人税等	13,831	7,155
賞与引当金	8,986	2,196
その他	203,777	217,674
流動負債合計	2,083,190	3,466,614
固定負債		
退職給付引当金	346,818	324,935
役員退職慰労引当金	8,250	8,250
資産除去債務	28,000	28,000
長期預り保証金	161,893	166,893
繰延税金負債	17,144	18,813
固定負債合計	562,106	546,893
負債合計	2,645,297	4,013,508
純資産の部		
株主資本		
資本金	829,100	829,100
資本剰余金	648,925	648,925
利益剰余金	444,337	600,368
自己株式	12,450	12,653
株主資本合計	1,909,911	2,065,739
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,174	114,106
評価・換算差額等合計	106,174	114,106
純資産合計	2,016,086	2,179,846
負債純資産合計	4,661,384	6,193,354

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
売上高	26,383,859	24,620,410
売上原価	25,111,647	23,341,484
売上総利益	1,272,211	1,278,925
販売費及び一般管理費	1,207,064	1,144,259
営業利益	65,147	134,665
営業外収益		
受取利息	61	53
受取配当金	18,272	18,180
受取賃貸料	75,525	79,147
雑収入	2,595	17,377
営業外収益合計	96,455	114,759
営業外費用		
支払利息	1,390	869
賃貸費用	58,016	49,613
雑損失	620	0
営業外費用合計	60,026	50,483
経常利益	101,575	198,940
特別利益		
固定資産売却益	-	189
特別利益合計	-	189
特別損失		
固定資産除却損	1,274	248
会員権評価損	-	21,600
特別損失合計	1,274	21,848
税引前四半期純利益	100,301	177,282
法人税、住民税及び事業税	10,547	2,478
法人税等合計	10,547	2,478
四半期純利益	89,754	174,803

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、令和3年1月に政府より再度の緊急事態宣言が発出されるなど、期初の想定より流行の収束が遅れているものの、その後徐々に回復が見込まれることを前提としており、会計上の見積りの仮定については、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)
減価償却費	51,764千円	49,214千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)
 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月25日 定時株主総会	普通株式	18,773	3.0	平成31年3月31日	令和元年6月26日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)
 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	18,773	3.0	令和2年3月31日	令和2年6月26日	利益剰余金

(持分法損益等)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	13,325	13,325
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	504,938	590,333

	前第3四半期累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	27,765	100,944

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)

当社は、水産物卸売業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
1株当たり四半期純利益	14円34銭	27円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	89,754	174,803
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	89,754	174,803
普通株式の期中平均株式数(株)	6,257,776	6,257,599

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年2月12日

横浜魚類株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藝 眞博 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている横浜魚類株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第87期事業年度の第3四半期会計期間（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、横浜魚類株式会社の令和2年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。